

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議
					企画振興班

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	1 4 3
		決裁期日	平成18年7月31日
名 称	第6回政策調整会議		
日 時	平成18年7月28日(金)午前9時00分～午前12時00分		
場 所	役場2階 審議室		
出席者	田浦助役、佐藤総務課長、尾崎町民生活課長、米田保健福祉課長、小澤産業振興課長、早川建設水道課長、岡崎教育振興課長、北川企画財政課長、深山主査		
内 容	下記のとおり		

開 会

議長あいさつ(田浦助役)

- ・ 前回は実施計画策定に伴う投資的事業について協議した。
- ・ 現在、施設躯体の大規模改修が必要な公共施設の実態を、所管課に調査・把握中であり、取りまとめ整理後、投資的事業の一環として協議いただくことになる。
- ・ 地方交付税の決定額は、平成17年度の2,598,890千円に対し、平成18年度が23,407千円減額し、2,575,483千円となった。当初予算2,455,000千円に対しては、120,483円の増となっている。(全国的に0.59%である。)
- ・ 企画財政課で地方交付税本算定結果に基づく資金計画の見直しにあわせ、投資的事業の取扱いについて継続審議をする。
- ・ 旧清富小学校の利活用については、7月31日〆切の職員提案でアイデアが提出されることも想定しているので、具体的な転用内容の協議ではなく、判断基準確立の協議をする。

1 清富小学校閉校に伴う今後の活用について

[岡崎課長から7月10日開催の地域との協議内容を説明]

(別添資料:清富小学校閉校に伴う跡地利用の検討経過)

- ・ 跡利用に関して、現在も協議中であることを地域に報告した。

- ・ 教育委員会では、研修施設で構想素案を練っていることを報告した。
- ・ 施設全体が転用目的のための使用となる場合、地元が専用できなくなる場合もある旨を説明した。

[地域からの意見]

- ・ 地域としては、地元の利用も加えるよう、跡利用協議に参加したい。
- ・ 施設の利用内容によっては、地元利用ができないことも想定している。
- ・ 清富小学校を地域利用できない場合、築後 30 年経過(S.51.10 建設)の清富会館の今後の位置付けがはっきりしないと納得できない。
- ・ 転用内容は、地元へ情報提供いただき、共に検討していきたい。
- ・ 自衛隊訓練で使用する場合は地元へ情報提供願いたい。
- ・ 民間福祉団体等の進出も、地元として受け入れもやむを得ない。

[事務局から資料内容を説明]

(別添資料：参考資料、清富小学校閉校に伴う施設の用途替えについて)

- ・ 参考資料は、文部科学省や道教育委員会等で提供している先進事例や廃校活用の進め方をまとめたものであり、利活用を協議するにあたり参考としていただきたい。

資料：清富小周辺の地籍図、廃校活用の進め方、廃校活用のアイデア一覧、道内の廃校活用事例、廃校活用優良事例、施設の財産処分、H17 社会教育・社会体育事業の活動実績

- ・ 「清富小学校閉校に伴う施設の用途替え資料について」は、施設の利活用を具現化しなければならないことから、町の方針、地域の意見、今後の作業項目、補助金返還とならない用途替の対象施設をまとめたものである。

[協議内容(全体協議)]

- ・ 地元としては、旧清富小学校で空きスペースが生じれば、地区会館として利用したい意向か。

当初、跡利用を白紙の状態地域と協議したため、地域の利活用案として地区会館として一部を使用したい意向を申し出されている。

- ・ 清富会館の現状は改修が必要か。公民館分館の改修・改築は全体構想や計画をもって実施すべき。

施設の現状は問題なし。ただし、古い建物なので、将来的には改修が必要となる。

- ・ 清富会館の代替施設として清富小学校の一部を占用使用するのか。それとも今までどおり清富会館を使用するのか。学校利活用と清富会館を混同せず、別々の組立で地域と協議すべき。
- ・ 教育委員会の活用計画は、使用ニーズ、費用対効果、文中に疑問系の表現が多いなど、計画の熟度が低いことや、予算の裏づけがないため、再度整備する必

要がある。

- ・ 用途替対象施設については、当該施設の設置基準もあることから関係省庁への事前確認が必要である。
- ・ 廃校から1年以内に転用手続きをしなければならないことから、当面はA施設に転用、将来はB施設への再転用が、法的に問題がないか、補助金返還とならないかを関係省庁に確認すること。
- ・ 潜在的な行政課題があれば、それを解決するような転用が望ましい。
- ・ 管理のあり方については、維持管理経費(ランニングコスト)を踏まえ、町直営・民間(又は地域)委託を選択すべき。
- ・ 福祉施設への転用に関しては、厨房・風呂場等の水周りの環境整備や交通アクセスの確保が必要であり、もし、当該転用を図るにしても、改修等経費が必要となり、福祉関係事業者と協議する際に課題となる。理事者協議や福祉関係事業者との交渉等、時間を要するものであり、年度内の完了は可能性が低い。
- ・ また、福祉施設への転用やその設置が、町にとって、必要度・緊急度が高いかの判断や組立も必要となる。
- ・ 学校現場としては、清富小学校を学校行事や課外授業、総合学習等で使用する考えはないのか。現在のところ、確認していない。
- ・ 新規農業者の農業研修施設として利活用できないか。
- ・ 町は、基本的な考え方として最小限の投資で転用することで協議していたが必要性や効果性があれば大規模な投資をしてでも転用することも検討しなければならない。
- ・ 閉校経過からの時期が適当ではないかもしれないが、住民からの意見を募集してはどうか。
- ・ 用途替対象施設で可能性がある施設は、福祉施設(知的障害施設[通園含む]、身体・精神障害者授産施設[更生施設含む]、重度心身障害者施設、デイサービスセンター、老人福祉センター)、公民館である。

【総括】

具体的な転用のスケジュールや活用素案を作成し、次回会議で協議を継続する。

【事務局へ指示事項】

転用の事務手続き手法や手順の素案を作成すること。

転用届出〆切の3月31まで利用方法と複数年をかけて恒久的な利用方法など、総合的な転用シュミレーションプログラムを作成すること。

住民への意見募集素案の作成

- ・ 募集の方法
- ・ (選択肢) A 補助金を返還しない対象施設として利用方法を募集
B 補助金を返還してでも効果のある利用方法を募集

2 その他

[公共建築物の耐震化について] (早川課長から概要説明)

- ・ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成 18 年 1 月に改正されたことに伴い、指導・助言対象や指示・立入検査対象が拡大された。
- ・ 法改正により対象要件が引き下げされたため、本町の対象公共物が増加した。
- ・ 当初 3 施設(上富小 3 線校舎、上富中の教室棟・管理棟、役場庁舎)が改正後 8 施設(追加分 5 施設:上富小 1 線校舎、上富小 2 線校舎、上富中特別教室棟、東中中学校舎、東中小校舎)となった。昭和 45 年以前の施設で 5 施設、昭和 46～56 年の施設で 3 施設である。
- ・ 法第 6 条特定建築物の 8 施設を耐震化した場合、1 次設計費 9,760 千円、2 次設計費 18,210 千円、改修工事費 473,521 千円で、合計 501,491 千円である。
- ・ 法第 6 条特定建築物ではないが、さらに住民が供する公共施設の福祉センター青少年会館、町立病院、西小講堂を改修すると、1 次設計費 4,180 千円、2 次設計費 8,880 千円、改修工事費 212,523 千円で、合計 225,583 千円が増額し、総合計で 727,074 千円となる。

(田浦議長)

- ・ 少子化に伴う今後の学校規模等の変化が大規模整備や耐震化整備計画に影響するので、参考として教育委員会の考え方や学校基本計画を示して欲しい。
- ・ また、平成 17 年度に委託した「上富良野小学校整備計画策定調査」の成果品を共通理解したいため、報告して欲しい。

【総括】

大規模改修事業での実施事業の選択や、公共施設耐震化の基本的な考え方を含め、投資的事業として継続協議する。